

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
11月4日
(火曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	三
漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正（農林水産政策課）	五
道路の位置の指定（建築指導課）	五
○選管告示	六
不在者投票のできる老人ホームの指定	六
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	六



山口県告示第三百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年十一月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十一月四日

山口県知事 村岡嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 UBE株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間	一日当た りの使用 時間
四六―二	三、三六〇 (N ^m ／日)	令和七、 一二、一	令和八、 一二、三	令和九、 一、一	連 続	二四時間 変動なし
七 四	一、五〇〇 (m ³)	〃	令和九、 八、三	令和九、 九、一	断 続	〃
〃	八〇〇 (m ³)	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三〇〇 (m ³)	〃	〃	〃	連 続	〃

備考 「四六―二」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理前	処理後	
好気性排水処理施設	通	七・五	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	常		
	最	八	
	大	七	
	通	五	
	常	六	
	最	三	
	大	四	
	通	二	
	常	八	
水素イオン濃度 (水素指数)	通	五三・八	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	常	六二・九	
	最	三〇	
	大	三五	
	通	〇・五	
	常	四九・二	
	最	一二・九	
	大	四・一七	
	通	二、六五四・八	
	常	二、九九九・八	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通	一五	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	常	二〇	
	最	一	
	大	一六九・八	
	通	三七七・五	
	常	四・二五	
	最	一三・五七	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	
浮遊物質質量 (mg/ℓ)	通	三〇	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	常	三五	
	最	〇・五	
	大	四九・二	
	通	一二・九	
	常	四・一七	
	最	二、六五四・八	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	
鉍油類 (mg/ℓ)	通	二、六五四・八	汚 水 等 の 一日当たりの量 (m^3)
	常	二、九九九・八	
	最	二、九九九・八	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	
	最	二、九九九・八	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	
窒素 (mg/ℓ)	通	二、六五四・八	汚 水 等 の 一日当たりの量 (m^3)
	常	二、九九九・八	
	最	二、九九九・八	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	
	最	二、九九九・八	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	
リン (mg/ℓ)	通	二、六五四・八	汚 水 等 の 一日当たりの量 (m^3)
	常	二、九九九・八	
	最	二、九九九・八	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	
	最	二、九九九・八	
	大	二、九九九・八	
	通	二、九九九・八	
	常	二、九九九・八	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 日	年 工 事 完 成 予 定 日	年 使 用 開 始 予 定 日
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
ク	ステンレス製	一、五〇〇 (m³)	中 和	断 続	ク	令和七、 一二、一	令和九、 八、三二	令和九、 九、一
ク	鉄筋コンクリート	四、五〇〇 (m³/日)	活 性 汚 泥	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)	

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									
	通 常 最	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最	浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最	窒素 (mg/l)	通 常 最	りん (mg/l)
四六―二	七	八・六	一・一	一・八	四	二五	〇・四	〇・四四	〇・〇二	〇・〇二
七四	七・六	九・六	一五・四	一・三三	一六	七五	一一・二	一五九	〇・一四	一・九五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
備考 (一)の表の備考は、 この表について準用する。	四二、八八・六	二、六〇〇	八〇〇	一、五〇〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

焼却施設		種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値																					
						水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 ²⁾ (mg/l)											
						通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大										
処理前	変更前	処理後	変更後	処理前	変更前		五		三〇七・四		四四七・八		一五		二〇		一一四六・九		三三三・九		三・六八		一一・九二		三、〇七一・八		三、四一六・八
			〃		〃	七			〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三		検出せず		七、三九〇		七、三九〇		一二五・二六九・八		一三		一三
			〃		〃	七・五	六・五		一三、九〇		一三、九〇		四五九・二		六七四・三												

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

[illegible]

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

好気性排水処理設備	処理後		変更後
	変更後	変更前	
	変更後	変更前	
	〃	七・五	〃
	〃	八・七	〃
	五三・八	四七・五	四二・八
	六二・九	五七・一	五〇・九
	〃	三〇	〃
	〃	三五	〃
	〃	〇・五	〃
	四九・二	四二・八	一六・九
	一二・九	一一・四	三七・五
	一・二	一・一	四・二
	四・一	三・六	一三・五
	二、六五・八	三、〇七・一	二、六五四・八
	二、九九・八	三、四一・八	二、九九・八

No. 5 排水口	No. 3 排水口	No. 1 排水口	排水口	項目		排出水の汚染状態の値	排出水の一日当たりの量 (m³)
				変更後	変更前		
				変更後	変更前		
〃	七・五	〃	七・六	〃	七	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大
〃	〃	〃	〃	〃	九・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大
〃	一一・四	一五・四	一五・九	〃	二・五	浮遊物質 (mg/l)	通 常 最 大
四〇	四五	〃	四四	八	五	油脂類 (mg/l)	通 常 最 大
〃	五・九	〃	一六	〃	四	窒素 (mg/l)	通 常 最 大
〃	〃	〃	〃	〃	二・五	リン (mg/l)	通 常 最 大
三	一	三	一・五	三	一・一	〃	通 常 最 大
〃	五	一一・二	一一・五	〃	〃	〃	通 常 最 大
四〇	五〇	〃	五三	〃	四	〃	通 常 最 大
〃	〇・〇五	〃	〇・一四	〃	〇・〇五	〃	通 常 最 大
〇・四五	〇・三	〇・六五	〇・三	〇・二	〇・一	〃	通 常 最 大
〃	九、五四七・八一〇、二六二・六	四二、八八八・六四五、二八〇・九	四一、五四六・七四五、二四五・九	〃	一、三六九・二六、五六七・二	〃	通 常 最 大
〃	〃	〃	〃	〃	六、五〇四・九	〃	通 常 最 大

山口県告示第三百五十四号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月四日

表中

山口県知事 村岡 嗣 政

掛測区域 （山口県漁業協同組合の地区のうち長門市油谷蔵小田及び油谷角山の地域）	1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
2 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として船びき網を使用して営む漁業	3 / 総トン数十トン未満の漁船による / 及び2に掲げる漁業以外の漁業
4 / 3に掲げる漁業以外の漁業	

改める。

山口県告示第三百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和七年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字東豊井字百田四二六の二二	四・一 六・〇	三四・四	令和七、 九、一六



山口県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和七年十一月四日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人健寿会小野田老人ホーム	山陽小野田市大字小野田一〇三二五の二	令和七、九、二五

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月四日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「社会福祉法人純心聖母会小野田老人ホーム」	山陽小野田市大字小野田三二五の二	昭和四六、二、二二
特別養護老人ホーム長寿園	ク 一三二	昭和五三、六、一七
「特別養護老人ホーム長寿園」	山陽小野田市大字小野田一三二の四	昭和五三、六、一七

令和七年十一月四日印刷
令和七年十一月四日発行

発行人所 山口県庁
山口県知事